

制定	平成 2 7 年	3 月 2 3 日市長決裁
改正	平成 3 0 年	9 月 1 3 日土木管理課長決裁
	令和 3 年	3 月 2 5 日土木管理課長決裁
	令和 7 年	1 月 3 1 日土木総務課長決裁

熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用 許可に係る基準要綱

熊 本 市 都 市 建 設 局

目 次

【通則】

第1条（趣旨）	P 1
第2条（占用場所）	P 1
第3条（占用物件の構造）	P 1
第4条（道路の占用を許可するにあたっての条件）	P 3
第5条（占用者が遵守すべき事項）	P 3

【道路法第32条第1項1号 関係】

第6条（電柱等のための占用）	P 4
第7条（街灯のための占用）	P 4
第8条（光通信、携帯電話無線基地局及び無線LAN基地局等のための占用）	P 5
第9条（郵便ポスト等のための占用）	P 6
第10条（交番及び消防倉庫等のための占用）	P 6
第11条（標柱等のための占用）	P 6
第12条（公衆用ごみ容器及び灰皿等のための占用）	P 7
第13条（掲示板のための占用）	P 7
第14条（花壇、フラワーポット及びプランター等植栽器具のための占用）	P 8
第15条（バス停留所等の上屋のための占用）	P 8
第16条（ベンチのための占用）	P 10
第17条（防犯カメラのための占用）	P 11
第18条（街路樹等道路の植栽へ電飾の添加のための占用）	P 11
第19条（投光器のための占用）	P 12

【道路法第32条第1項第2号 関係】

第20条（道路に埋設する電線、水管、下水道管及びガス管等のための占用）	P 13
第21条（排水管のための占用）	P 15

【道路法第32条第1項第4号 関係】

第22条（日よけ及び雨よけ施設のための占用）	P 16
第23条（アーケードのための占用）	P 16

【道路法第32条第1項第5号 関係】

第24条（地下街及び地下駐車場のための占用）	P 20
第25条（地下通路のための占用）	P 20

第26条（道路の上空に設ける通路のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 1
第27条（通路橋及び通路のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 3
第28条（貯水槽、地下防火水槽及び地下式貯水槽のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 4

【道路法施行令第7条第1項第1号 関係】

第29条（建物への添加及び道路に突出する看板のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 4
第30条（電柱等への添加広告のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5
第31条（街灯に添加する広告物のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5
第32条（バス停留所上屋に添加する広告板のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 6
第33条（バス停留所標識に添加する広告物のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 9
第34条（ベンチに添加する広告物のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 2 9
第35条（アーケード内の吊り下げ看板及びバナーのための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 0
第36条（バナーのための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 1
第37条（立て看板のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 2
第38条（バス停留所標識のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 2
第39条（消火栓標識のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 3
第40条（案内標識のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 3
第41条（タクシーのりば標識のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 4
第42条（横断幕のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 4
第43条（アーチのための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 5

【道路法施行令第7条第1項第4・5号 関係】

第44条（板囲い及び足場等のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 5
----------------------	-----------------

【道路法施行令第7条第1項第9号 関係】

第45条（高架道路下のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 6
-------------------	-----------------

【道路法施行令第7条第1項第12号 関係】

第46条（自転車、原動機付自転車及び二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具のための占有）	・ ・ ・ ・ ・ P 3 7
--	-----------------

熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱

(趣旨)

- 第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項に規定する道路占用許可及び熊本市法定外公共物管理条例（平成16年条例第60号）第4条第1項に規定する法定外公共物使用許可の取扱いについて、その許可基準を定めるものとする。
- 2 熊本市法定外公共物管理条例第4条第1項に規定する法定外公共物使用許可の取扱いについては、第2条から第45条までの規定を準用する。この場合において、「道路」とあるのは「法定外公共物」と、「占用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。
- 3 道路の占用は、ともすれば道路が一般交通の用に供するものであるという本来の目的を阻害するおそれがあることにかんがみ、占用許可等にあたっては道路の敷地外に余地がなく真に止むを得ないものに限り、交通の支障とならない場合において厳正に取り扱うものとする。

(占用場所)

- 第2条 占用物件を地上に設ける場合においては、次の各号の定めるところによらなければならない。
- (1) 占用物件の地面に接する部分の位置は、法敷若しくは路端寄り又は歩道（自転車歩行者道を含む）内の車道寄り又は路端寄りとすること。
- (2) 地面に接しないで設けられる占用物件（上空占用）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分の最下部と路面との距離は4.5メートル（歩道上においては、2.5メートル）以上とすること。
- 2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、原則として占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱についてはこの限りではない。
- 3 占用物件を地下に設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 当該占用の場合は、路面をしばしば掘削することのないように計画され、かつ当該占用物件が他の占用物件と錯綜するおそれのないものであること。
- (2) 占用物件は工事实施上又は保安上支障のない限り相互に接近していること。
- (3) 占用物件は道路構造又は地上にある占用物件に支障のない限り地面に接近していること。

(占用物件の構造)

- 第3条 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないような構造とすること。

- 2 地下に設ける占用物件の構造は次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 堅固で耐久力を有すると共に道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - (2) 車道に埋設する場合においては道路の強度に影響を及ぼさないものであること。
 - (3) 電線若しくは水管、下水道管若しくはガスパ管又は石油管を地下に埋設するときは、次にかかげる事項を明示すること。
 - ① 名称
 - ② 管理者
 - ③ 埋設の年
 - ④ 電気事業法に基づいて設ける電線にあつては、その電圧、ガス事業法の規定に基づいて設けるガスパ管にあつては、ガスの圧力、その他のガスパ管にあつては、ガスの圧力および種類
 - (4) 次に掲げるものについては、(3)の規定を適用しない。
 - ① (3)に掲げる物件で、各戸に引き込むために地下に埋設するもの。
 - ② 管路に収容されない電線又は外径0.08メートルに満たない管路に収容される電線
 - ③ 外径が0.08メートルに満たない水管、下水道管又はガスパ管（1キログラム毎平方センチメートル以上の圧力のガスを通じるものを除く。）
 - ④ 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフに収容されるもの
 - ⑤ コンクリート造の堅固な構造を有するものであつて、外形上当該占用物件の名称及び管理者が明らかであると認められるもの
 - ⑥ 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域以外の地域内の道路において、他の占用物件が埋設されていない場所に埋設されるもの。
 - (5) (3)に掲げる事項を明示する方法は次の各号によるものとする。
 - ① おおむね2メートル以下の間隔をおいて行うこと。
 - ② 当該占用物件又はこれらに附属して設けられる物件に、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等の方法で行うこと。
 - ③ 褪色その他により、明示事項の識別が困難になるおそれがないように行うこと。
 - ④ 当該占用物件を損傷するおそれがないように行うこと。
 - ⑤ ビニールテープの地色は、次のとおりとする。

区分		色彩
電話線		赤色
電力線		オレンジ色
水管	水道法の規定に基づいて設けられる水管	青色
	工業用水道法の規定に基づいて設けられる水管	白色
下水道管		茶色

ガス管	緑色
-----	----

- 3 橋又は高架の道路に取り付けられる占有物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に影響を与えないものでなければならない。

(道路の占有を許可するにあたっての条件)

第4条 道路の占有を許可するにあたっては、以下の各号に定める条件を附するものとする。

- (1) 道路管理者が施工する道路に関する工事のため支障となる物件については、占有者の負担において移転又は除去を行うものとする。
- (2) 本占有に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、また第三者から苦情があった場合は、占有者において苦情処理の措置を講じること。
- (3) 工事施工者は、事前に地下埋設物を調査確認後、当該工事に着手すること。
- (4) 道路占有工事に際しては、道路占有工事板、工事標識、防護柵、赤色灯、交通整理員等を配置し、事故防止に万全の措置を講じること。
- (5) 他に埋設物が予定されているかを確認し、予定されている場合には、当該箇所に占有を予定している占有者同士で協議し時期を併せて、施工、復旧を行うこと。
- (6) 道路境界線（コンクリート杭、明示板等）及びそれに伴う測量鈎を保全すること。
- (7) 視覚障がい者等の安全かつ円滑な通行を確保すること。
- (8) この他、特に条件を附することが必要と認められる場合は、その都度、許可書等に条件を明記するものとする。

(占有者が遵守すべき事項)

第5条 占有者が遵守すべき事項は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 道路占有許可書の写しは占有者氏名、許可年月日、許可番号及び占有期間を表示した標札を見易い箇所に掲示しなければならない。
- (2) 占有許可を受けた以外の物件を設置したり、許可を受けた構造、工事实態の方法等を変更してはならない。また、占有許可区域以外の使用をしてはならない。
- (3) 占有権は他人に譲渡、転貸し又は担保にしてはならない。
- (4) 占有物件は道路管理上、交通上及び公益上支障を生じないように維持管理しなければならない。
- (5) 占有期間を更新しようとするときは、期間満了日の15日前までに申請しなければならない。
- (6) 次の何れかに該当するときは、道路管理者へ速やかに届出なければならない。
 - ① 申請者本人が死亡したとき。
 - ② 申請者の住所若しくは事務所の位置又は氏名・商号を変更したとき。
- (7) 次の何れかに該当するときは、道路管理者へ届出て自己の費用で原形に復旧しなければならない。

- ① 占用の期間が満了したとき。
- ② 占用を廃止したとき。
- ③ 占用を取り消されたとき。(道路管理者において道路に関する工事のために占用を取り消された場合を除く。)
- ④ 占用及び占用に係る工事により道路又は既設工作物に損傷を与えたとき。

(電柱等のための占有)

第6条 電柱等のための占有については、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、道路の構造、架線の都合等によりこれにより難いと認められるときは、この限りでない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上とし、歩車道境界縁石の車道側から柱の最近側まで0.25メートルの距離において設置し、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。ただし、歩道幅員が1.8メートル未満の場合は、路端に設置することができる。
- (2) 歩車道の区別のない道路にあつては、法敷及び道路余地に設置し、法敷及び道路余地がない場合は路端に設置すること。
- (3) 路端に側溝がある場合においては、原則として側溝切り回しを行うこと。
- (4) 道路が交差、接続、又は屈曲する場所は、交通上支障があると認められる場合は避け、原則として横断歩道又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (5) 同一線路に係る電柱等は同一側に設け、かつ歩道を有しない道路にあつては、その反対側に占有物件等がある場合においては、これと8メートル以上の距離を保たせること。ただし、道路が交差、接続又は屈折する場所においては、この限りでない。
- (6) 電線の高さは路面から5メートル以上とすること。ただし、既設電柱等に共架する場合、その他技術上やむを得ずかつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合においては4.5メートル以上、歩道上においては2.5メートル以上とすることができる。
- (7) 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さで道路の方向と平行して設けること。
- (8) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(街灯のための占有)

第7条 街灯のための占有は、自治会及び商店会等の団体が、その区域内の道路を照明し、又は防犯のために設置するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄りとし、歩車道境界縁石の車道

側から灯柱の最近側まで0.25メートルの距離をおいて設置し、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。ただし、歩道幅員が1.8メートル未満の場合は路端に設置することができる。

- (2) 歩車道の区別のない市道にあっては、路端に設置すること。なお、国道又は県道にあっては、歩車道の区別のない道路については、原則として設置を認めない。
- (3) 道路が交差、接続、又は屈曲する場所は、交通上支障があると認められる場合は避け、原則として横断歩道又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (4) 街灯を連続して設ける場合にあっては、構造物の形状、色彩は同一とし、灯柱は均等の間隔をおいて設置すること。
- (5) 灯柱は、鋼管類とし、構造堅固のものであること。
- (6) 歩車道の区別のある国道、県道又は市道にあっては、灯柱の側方に灯器又は腕（以下「灯器等」という）を設ける場合においては、民地側に突き出させ、その出幅を1メートル未満とするとともに、灯器等の下端の高さは2.5メートル以上とすること。
- (7) 歩車道の区別のない市道にあっては、その灯器等について出幅を1メートル未満とし、下端の高さを4.5メートル以上とすること。
- (8) 灯器は、路面の照度を均等とさせ、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。又、その色彩は、原則として白色系のものとすること。
- (9) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。
- (10) 電灯の配線については、第6条第1項の(6)又は第19条第2項の(1)によること。
- (11) 街灯には、自治会、商店会等の団体の名称を明示すること。

（光通信用、携帯電話無線基地局及び無線LAN基地局等のための占用）

第8条 光通信用、携帯電話無線基地局及び無線LAN基地局等（以下、「基地局等」という。）の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 基地局等は、認定電気通信事業者が設けるものであること。
- (2) 基地局等の設置は既設の占用物件への添加によるものとし、基地局設置のために独自の柱を設けないこと。
- (3) 基地局等の大きさは必要最小限とすること。
- (4) 基地局等の取り付け方法は、堅固で落下等のおそれがないようにするほか、その取り付けにより添加される占用物件の倒壊等のおそれが生じ、若しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (5) 電線類の地中化が計画され、又は実施された道路については、原則として沿道の建築物又は工作物に設置すること。
- (6) 電柱、電話柱及びアーケード等の所有者の添加承諾書を提出すること。

(郵便ポスト等のための占用)

第9条 郵便ポスト及び公衆電話のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、道路の構造上又は公益上の理由によりこれにより難いと認められるときは、この限りでない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りとし歩車道境界縁石の車道側から郵便ポスト等の最近側まで0.25メートルの距離をおいて設置し、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。ただし、歩道幅員が1.8メートル未満の場合は、歩道の有効幅員1メートル以上を確保して路端に設置することができる。
- (2) 歩車道の区別のない市道にあつては、路端に設置すること。
- (3) 国道又は県道で歩車道の区別のない道路にあつては路端に設け、車道幅員6.5メートル以上を残すこと。
- (4) 横断歩道又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (5) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(交番及び消防倉庫等のための占用)

第10条 交番及び消防倉庫等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 交番及び消防倉庫等は、地方公共団体及び自治会で十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (2) 法敷、道路広場及び駅前広場等交通に支障がなく、かつ道路の構造上も支障のない場所であること。

(標柱等のための占用)

第11条 標柱、石碑及び彫像等の設置のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び自治会等の団体が、公共的目的のために設置するものであり、当該構造物に、占用者又は管理者の名称を表示すること。
- (2) 設置箇所は法敷、道路広場、橋詰広場など直接交通に支障とならない道路の有効幅員外に限るものとする。
- (3) 倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないような堅固な構造物であること。
- (4) 色彩及び形状は、交通信号機等とまぎらわしくなく、付近の美観と調和し、均衡のとれたものであること。

(公衆用ごみ容器及び灰皿等のための占用)

第12条 公衆用ごみ容器及び灰皿等(以下「ごみ容器等」という。)のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、商店会及び町内会等、ごみ容器等を常に点検し、破損又は汚損等に対し適切な措置がとれ、都市の美観、衛生を損なわないよう十分に維持管理ができる団体が設けるものであること。
- (2) ごみ容器等には、占用者又は管理者の名称を表示すること。
- (3) 原則として道路余地や法敷等、交通に支障を及ぼさない場所に設置すること。ただし、歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界縁石から0.25メートルの間隔を保った場所に設置することができる。この場合において、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上(自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道にあっては3メートル以上)確保できる場所とすること。
- (4) 交差点の側端、横断歩道又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (5) ごみ容器等の構造及び規格は次のとおりとする。
 - ① 材質は、不燃性で堅牢かつ安全なものとする。
 - ② 容易に移動、転倒しない構造とする。
 - ③ 鋭角の突起物のないものとする。
 - ④ 都市の美観を考慮したものとする。
 - ⑤ 底面の大きさは1辺0.6メートルの正方形に収まるもの以下とし、路面から頂部までの距離は1.2メートル以下を標準とする。
 - ⑥ ごみ容器等には、占用者又は管理者の名称以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。
- (6) ごみ容器等を設ける場所の隣接地の土地所有者等の同意を得ること。

(掲示板のための占用)

第13条 掲示板の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 掲示板は、官公署及び自治会等の公共的団体が設けるものに限ること。
- (2) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (3) 歩車道の区別のある道路にあっては、歩道幅員2メートル以上の歩道に限り、その民地側に設けるものとし、歩道の有効幅員1.8メートル以上を残すこと。
- (4) 歩車道の区別のない市道にあっては、原則として車道幅員6.5メートル以上の道路の路端寄りに設けること。なお、歩車道の区別のない国道及び県道にあっては、原則として設置を認めないものとする。
- (5) 路面から掲示板の上端までの高さは2.5メートル以下、幅は2.5メートル以内、

柱の方径又は直径は0.15メートル以内、厚さ0.2メートル以内とし、これにひさしを設けるときは、その出幅は0.3メートル以内とし、ひさしの下端は、路面から2メートル以上の高さとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2に規定する選挙運動用ポスター掲示場の掲示板及びコミュニティボードについては、この限りでない。

- (6) 掲示板を設ける場所の隣接地の土地所有者等の同意を得ること。
- (7) 支柱及び掲示板の主要構造部は鋼管（材）類を使用し（選挙運動用ポスター掲示場の掲示板を除く。）風圧、震動等に対し安全な構造とすること。

（花壇、フラワーポット及びプランター等植栽器具のための占用）

第14条 花壇、フラワーポット及びプランター等植栽器具（以下「植栽器具」という。）のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体、自治会及び商店会等、占用物件について十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (2) 原則として道路の法敷又は道路の余地に設置するものとする。ただし、歩道に設置する場合は歩車道境界縁石の車道側の側端から0.25メートル距離をおいて設置し、設置後の歩道の有効幅員が2メートル以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道にあっては3メートル以上）確保できる場所とする。
- (3) 側溝の上には設置しないこと。
- (4) 形状、色彩及び配置等は、周囲の環境と調和するものとし、良好な都市景観を形成するものとする。
- (5) 植栽器具には、占用者又は管理者の名称を表示しなければならない。
- (6) 植栽器具には、広告物を表示又は添加してはならない。
- (7) 植栽器具は堅牢なもので、幅1メートル以下、長さ3メートル以下、路面からの高さは植栽する植木を含め路面からの高さが、原則として概ね1メートルを超えないものとする。
- (8) 風雨等により倒壊、汚損又は交通に支障を及ぼさないようにし、定期的な点検を行い、管理に万全を期すこと。

（バス停留所等の上屋のための占用）

第15条 バス停留所等の上屋のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 上屋は、バス停留所又はタクシー乗場に設置される場合やベンチに付随して設置される場合等、道路の歩行者の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。
- (2) 電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路

管理上支障のない場所とすること。

- ① 道路の法敷
 - ② 歩道に設置する場合は、上屋を設置した後、歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が、原則として２メートル以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあつては３メートル以上）確保できることとする。
 - ③ 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から５メートル以上の距離において設置すること。
 - ④ 道の駅、パーキングエリア、自動車駐車場に上屋を設置する場合には、自動車の駐車の用に供されている以外の部分。
 - ⑤ 近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障がい者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所。
 - ⑥ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。
- (3) 上屋の構造については以下のとおりとする。
- ① 上屋は、歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。
 - ② 構造は、原則として片持ち式とし、支柱は、歩車道境界縁石の車道側から支柱の最近側まで０．２５メートルの間隔において設けること。
 - ③ 上屋の幅は、原則として２メートル以下とすること。ただし、５メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
 - ④ 上屋の長さは必要最低限とし、高さは、路面から２．５メートル以上３．５メートル以下とすること。
 - ⑤ 支柱及び施設物の主要構造物は鋼管(材)類を使用し、風圧、震動等に対し十分な安全性が確保できる構造とすること。
 - ⑥ 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識の効用又は道路の見通しを妨げる等、道路の交通の安全に支障を及ぼすおそれのないこと。
 - ⑦ 上屋には、原則として壁面を設置せず、雨水の処理を考慮した構造とすること。ただし、道路管理上支障のない場合で、壁面を設置するときは、次のとおりとする。
 - (ア) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
 - (イ) 壁面の枚数は、３面以内であること。
 - (ウ) 壁面の材質は、透明なものであること。
 - (エ) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
 - ⑧ 上屋には広告物等の添加物及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めない。ただし、本要綱第３１条に定める広告板の添加及び照明施設の設置は、この限

りでない。

⑨ 上屋を商店等の前面に設置するときは、あらかじめ設置に関し当該商店等の同意を得ること。

⑩ 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(4) 占用主体は、バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会及びその他これらに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められるものであること。

(5) 上屋の清掃及び維持管理は、占用者の責任において行うものとし、塗装がはく離、汚損又は腐朽して危険若しくは落書き、貼紙等で著しく美観を損なうときは、速やかに修理その他の必要な措置を講ずること。

(ベンチのための占用)

第16条 ベンチのための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) ベンチは、バス停留所、タクシー乗場、その他の公共交通機関の待合施設、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッピングモール、コミュニティ道路、遊歩道及び道の駅に設置する場合など、道路の歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じ、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。

(2) 電柱等の他の占用物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路の管理上支障のない場所とすること。

① 道路の法敷

② 歩道に設置する場合は、ベンチを設置した後、歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）の幅員から路上施設及び占用物件の幅員を減じた幅員が、原則として2メートル以上（自転車歩行者道又は自転車歩行者専用道路にあっては3メートル以上）確保できることとする。

③ 道の駅、パーキングエリア、自動車駐車場にベンチを設置する場合には、自動車の駐車のに供されている以外の部分。

④ 上屋と一体的に設置する場合は、上屋の範囲内であること。

⑤ 歩行者、自転車等の通行に支障のない位置であること。

⑥ バス及びタクシー等の利用者の乗降に支障のない位置であること。

⑦ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設箇所では、原則として0.6m以上の間隔において設置すること。

⑧ その他、道路の利用状況を勘案し、道路管理上支障のない場所。

(3) ベンチの構造は、原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。また、その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。

- (4) 占用主体は、バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる者であって、的確な管理能力を有すると認められるものであること。
- (5) ベンチには広告物を表示又は添加しないこと。
- (6) ベンチの管理については、定期的な清掃や点検を行いその管理に万全を期すること。

(防犯カメラのための占用)

第17条 防犯カメラ及びこれに付帯する画像伝送装置等設備（以下「防犯カメラ等」という。）の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、自治会、防犯協会及び商店会であって適正な管理能力を有すると認められるものが防犯のために設けるものであること。
- (2) 個人情報の取扱いについて、設置管理者の責任において法令を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (3) 防犯カメラ等の設置は、原則として電柱、街灯、アーケード等既設の占用物件への添加又は建物取付とすること。
- (4) 防犯カメラ等には、広告物等の添加及び表示は認めない。
- (5) 色彩は、周囲の環境と調和するものとする。
- (6) 防犯カメラ等は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないこと。
- (7) 歩車道の区別のある道路にあつては、防犯カメラ等の下端は歩道面から2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあつては、路面から4.5メートル以上とすること。
- (8) 信号機、標識等その他交通安全施設の効用を妨げないこと。
- (9) 道路占用許可申請に際して以下の書類を添付すること。
 - ① 防犯カメラの設置に関する住民合意を示す書類（議決書、同意書等）。ただし、国、地方公共団体が申請する場合は除く。
 - ② 防犯カメラ設置の必要性等を記載した趣意書
 - ③ 運用管理規定
 - ④ 電柱、街灯、アーケード等の所有者の添加承諾書
- (10) 防犯カメラ設置管理者の名称及び作動中であることを表示すること。

(街路樹等道路の植栽へ電飾の添加のための占用)

第18条 街路樹等道路の植栽への電飾の添加のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 自治会及び商店会等、占用物件について十分な維持管理ができると認められる団体が一時的に設けるもので、地域の活性化に資すると認められるものに限ることとする。

- (2) 設置にあたっては、事前に道路植栽の管理者（当該植栽が道路附属物の場合は所管の土木センター、占用物件である場合はその管理者）と設置の時期、期間、設置の方法等について協議を行い、その同意を得ること。
- (3) 発光材は、白熱球（２ワット以下）、光ファイバー又は発光ダイオードとし、線材は軽い材質のもので昼間でも目立たない色のものを使用すること。ただし、道路交通上支障となる場合は点滅するものは認めない。
- (4) 発光設備、電源設備等については、樹木に取り付けないこと。
- (5) 電飾のための電気ケーブルを架空により設置する場合は、その架空線の高さについて、歩道上においては２．５メートル以上、車道上においては４．５メートル以上を確保するとともに、周囲の景観に十分に配慮すること。
- (6) ケーブルの弛みや揺れ等の防止及び保持のため、街路灯や電柱等への添架が必要となる場合は、添架する物件の管理者からの同意を得ること。
- (7) 樹木から樹木への地上部の配線については、通行に支障のないようにすること。
- (8) 電気ケーブルについて、既存の地下管路等を利用して配線を行う際には、当該管路の管理者の許可を得ること。
- (9) 信号機、標識等その他交通安全施設の効用を妨げないこと。
- (10) 設置方法については次のとおりとする。
 - ① 樹木への釘付けを行わないこと。
 - ② 設置に際しては、樹木その他道路附属物に損害を与えないよう養生等の措置を講じること。
 - ③ 昼間時においても見苦しくない方法で設置すること。
 - ④ 占用期間満了時には、速やかに撤去すること。
 - ⑤ 樹木の剪定作業時に支障のある時には、直ちに撤去すること。
 - ⑥ 樹木の萌芽時期の作業は避けること。
- (11) 沿道住民、沿道店舗等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成を諮り同意を得ること。

（投光器のための占用）

第１９条 投光器の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 営業又は事業を行う者が、自己の営業所又は事務所へ添加するものであること。
- (2) 自己の営業所又は事務所、店名、屋号、商標、自ら販売製作する商品名又は営業、事業の内容を表示するものを照らすためのものに限る。
- (3) 歩車道の区別のある道路にあつては、投光器の下端は歩道面から２．５メートル以上、出幅は路端から１メートル以内とし、歩車道の区別のない道路にあつては、投光器の下端は路面から４．５メートル以上、出幅は路端から１メートル以内とすること。
- (4) 道路の全面又は大部分を覆うアーケード内の道路にあつては、投光器の下端の高さ

については、路面から2.5メートル以上とし、出幅については、路端から1メートル以内とする。

- (5) 投光器の色彩及び形状は、交通信号機や消防機材等とまぎらわしくないもので、美観風致を害さないものであること。又、照明は過度のまばゆさを感じさせない種類のものとし、原則として白色系のものとする。なお、点滅するものの設置は認めない。
- (6) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないこと。
- (7) 投光器を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地外に設けること。
- (8) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(道路に埋設する電線、水管、下水道管及びガス管等のための占用)

第20条 電線、水管、下水道管及びガス管等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道の地下とすること。ただし、本線については適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、車道端寄りとすること。
 - (2) 歩車道の区別のない道路にあつては、路面幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、かつ公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りではないが、中央部を避けるものとする。
- 2 管路等を地下に設ける場合の埋設の深さは、事業の種別ごとに次に掲げる基準に従って行うものとする。なお、管種及び管径は別表以上の規格とすること。
- (1) 電気事業及び電気通信事業等
 - ① 電線を車道の地下に設ける場合
電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装構成の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）未満としないこと。
 - ② 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。）の地下に設ける場合
電線の頂部と路面との距離は0.5メートル未満としないこと。ただし、車両の乗り入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）がある場合で、路面と当該電線の頂部との距離が0.5メートル未満となるときは、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じること。
 - (2) 水道事業及びガス事業
水管又はガス管の頂部と路面との距離は、当該水管又はガス管を設ける道路の舗装構成の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、

0.6メートル)未満としないこと。

なお、水管又はガス管の本管以外の管を歩道の地下に設ける場合は、その頂部と路面との距離は0.5メートル以下としないこと。ただし、切り下げ部がある場合で、路面と当該水管又はガス管の頂部との距離が0.5メートル未満となるときは、当該水管又はガス管を設ける者に地下に設ける水管又はガス管につき、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じること。

(3) 下水道事業

下水道管の幹線の頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装構成の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が1メートルに満たない場合には、1メートル)未満としないこと。

なお、下水道管の幹線以外の線を車道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装構成の厚さに0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には0.6メートル)、歩道の地下に設ける場合には、その頂部と路面との距離は0.5メートル未満としないこと。ただし、歩道の地下に設ける場合で切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が0.5メートル未満となるときは、当該下水道管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける下水道管につき、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じること。

また、下水道管に外圧一種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1メートル未満としないこと。

別表

ガス事業	鋼管(JIS G 3452)	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
	ポリエチレン管(JIS K 6774)	200mm以下のもの
水道事業	鋼管(JIS G 3443)	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管(JIS K 6742)	300mm以下のもの
	水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204Kgf/cm ² 以上)	200mm以下で外径／厚さ＝11のもの
下水道事業	ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526)	300mm以下のもの
	ヒューム管(JIS A 5303)	300mm以下のもの
	強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	300mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300mm以下のもの
	陶管(JIS R 1201)	300mm以下のもの
電気事業	鋼管(JIS G 3452)	250mm以下のもの
	強化プラスチック複合管(JIS A 5350)	250mm以下のもの
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	300mm以下のもの
	コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度54Kgf/cm ² 以上)	φ125×9条以下のもの
電気通信事業等	硬質塩化ビニル管(JIS K 6741)	75mm以下のもの
	鋼管(JIS G 3452)	75mm以下のもの

- 3 埋設管の頂部と路面との距離について、工事実施上やむを得ず前項に定める基準を満たすことが出来ない場合は、当該埋設管のコンクリート巻き立て、若しくは埋設管の頂部の上に防護板等を設置し、防護対策を講じること。
- 4 電線、水管、下水道管及びガス管をやむを得ず橋に取り付ける場合にあっては、原則として桁及び地覆の下流側とすること。

(排水管のための占用)

第21条 道路側溝への雨水や浄化槽処理水等の排水管の接続については、次の各号に掲げるところによらなければならない。なお、国道又は県道への排水管の接続については、他に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。

- (1) 排水管の内径は、150ミリメートル以内とし、道路を横断して道路側溝へ接続す

る場合は、当該排水管について、鉄筋コンクリート巻き立て等の措置の上、埋設すること。

- (2) 排水管の設置箇所は、原則として1敷地当たり1箇所とする。ただし、同項第4号に規定する浄化槽はこの限りでない。
- (3) 排水管の道路側溝への接続にあたっては民地内にため桝を設け、ごみ等が流出しないようプラスチックネット等を設置すること。
- (4) 家庭用し尿及び雑排水の排水管の接続については、浄化槽法に適合した浄化槽で処理したうえで、道路側溝等へ放流すること。
- (5) 開発等にかかる大規模な接続にあつては、必要に応じ民地内に浸透桝を設置するなどの流出抑制の対策を行うこと。

(日よけ及び雨よけ施設のための占用)

第22条 日よけ及び雨よけ施設（以下「日よけ等」という。）のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上に限ること。支柱の設置は認めない。
- (2) 交差点の側端、横断歩道又は防火施設から5m以上、道路標識から2m以上の距離をおいて設置すること。
- (3) 日よけ等の下端は路面から2.5メートル以上とすること。
- (4) 日よけ等の出幅は路端から2メートル以内とすること。ただし、歩車道境界縁石の先端から0.25メートルを減じた値を最大幅とすること。
- (5) 日よけ等の最上部と最下部の高さは、原則として1メートル以内とすること。
- (6) 巻き上げ式で、操縦かんのあるものは、これを道路上に突き出させないこと。
- (7) 日よけ等の材質及び構造は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下、はく離等により公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (8) 日よけ等の形状及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識の効用又は道路の見通しを妨げる等、道路の交通の安全に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (9) 施設本体が広告物でないこと。日よけ等には広告物、垂布及び装飾物等を添加しないこと。ただし、占用主体の店舗及び施設名又はその連絡先の表示に限り認めるものとする。
- (10) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(アーケードのための占用)

第23条 アーケードの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ、又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、

相当の公共性を有するものでなければならない。

(3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。

(4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。

2 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

(1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならない。

- ① 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車両の通行を禁止している道路であること。
- ② 車道の幅員（軌道敷きを除く。以下本号中に同じ。）が11メートル未満の一般国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要な県道若しくは市道でないこと。
- ③ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- ④ 都市計画広場又は都市計画街路で未だ事業を完了していない場所でないこと。
- ⑤ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
- ⑥ 防火地域内又は準防火地域内であること。
- ⑦ アーケードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
- ⑧ 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならない。

- ① 歩車道の区別のある道路においては車道内又は車道部分に突き出して設けないこと。
- ② 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- ③ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く二階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができる。
- ④ アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。
- ⑤ 階数は、一であること。
- ⑥ 壁を有しないこと。
- ⑦ 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

- ⑧ 木造の側面建築物に支持させないこと。
 - ⑨ アーケードは積雪、暴風等に対して安全なものであること。
 - ⑩ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。
 - ⑪ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。
 - ⑫ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。
- (3) 屋根は、次の各号によらなければならない。
- ① 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3メートル以下とすること。
 - ② 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突き出して設けないこと。
 - ③ 屋根には、アーケードの延長50メートル以下ごとに桁行0.9メートル以上を開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行1.8メートル以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
 - ④ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前号ただし書の部分等で炎の伝送のおそれがない場合は、この限りでない。
 - ⑤ 屋根面上はおおむね6メートルごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）。
 - ⑥ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下って居りその水平投影幅が3メートル以下であって、アーケードの下での排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。
- (4) 柱の位置は、次の各号によらなければならない。
- ① 道路に設置する場合にあっては路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員3メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。
 - ② 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。
 - ③ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添加物は、次の各号によらなければならない。

- ① 恒久的な広告物等の塗装若しくは添加又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする）における地名、街区名等の標示で不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
- ② 電気工作物は、アーケードの軒先から 0.2 メートル以内又は消防用登はん設備から 1 メートル以内の部分のその他消防活動上特に障害となる部分には設置しないこと。

3 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から 2 メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前項各号（第 1 号②、⑦、第 2 号①、②、③、及び第 3 号①を除く。）による場合の外、次の各号によらなければならない。

- ① 道路の幅員が 4 メートル以上かつ 8 メートル以下であること。ただし、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防署長からなるアーケード等連絡協議会において各機関の意見が一致し、かつアーケードを設置することが公衆の利便性と本市の商業、観光等の振興に著しく寄与すると認められるものについては、この限りでない。
- ② 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向 2.5 メートル以内に幅員 4 メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が 50 メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。
- ③ 側面建築物の延長おおむね 50 メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
- ④ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。ただし、この場合敷地とアーケードを設置する道路との境界線は隣地境界線とみなす。
- ⑤ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第 114 条及び第 5 章第 1 節並びに火災予防条例の規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- ⑥ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね 150 メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知器が設けられていること。
- ⑦ 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から 6 メートル以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ 4.5 メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

- ⑧ 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さる部分を除きその全長にわたってアーケードの幅員 8 分の 1 以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には、越屋根の類を設けることができる。
- ⑨ アーケードを設置しようとする道路の延長 50 メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して、消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。ただし、街区又は、水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。
- ⑩ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。
- ⑪ その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ 0.5 メートル以上を開放した断層部とすること。

4 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第 2 項中第 2 号④、第 3 号②、③、④、⑤、及び第 3 項中①、⑧、⑨、⑩、は適用しない。

(地下街及び地下駐車場のための占用)

第 24 条 地下街及び地下駐車場の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地下街及び地下駐車場の占用については、「地下街の取扱いについて」(昭和 48 年 7 月 31 日付建設省都計発第 71 号)、「地下街に関する基本方針について」(昭和 49 年 6 月 28 日付建設省都計第 60 号、道政発第 53 号、住指発第 554 号)、「地下街の取扱いについて」(昭和 55 年 10 月 9 日付建設省都計発第 110 号) 及び「地下街類似のものの取扱い及び地下街における漏れガス対策について」(昭和 56 年 4 月 21 日付建設省都計第 28 号、道政発第 31 号、住防発第 18 号) によらなければならない。
- (2) 道路の占用を認める地下駐車場は、都市計画において定められた路外駐車場に限るものとする。

(地下通路のための占用)

第 25 条 地下通路の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地下通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「道路の管理に関する取扱いについて」(昭和 32 年 5 月 29 日付道発第 147 号の 2) によらなければならない。
- (2) 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として占用申請者が道路の両側の施設の大部分を所有していること。

- ① 官公署の施設
 - ② 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設
 - ③ 病院、その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設
 - ④ 百貨店及びこれに類する施設
 - ⑤ 都市計画施設及び市街地開発事業による施設
 - ⑥ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて特に必要と認められる施設
- (3) 通路の設置は、既存の諸施設又は公共・公益施設の整備計画等に支障を及ぼさないこと。
- (4) 通路は、原則として道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
- (5) 通路の設置位置は、危険物の地下槽（ガソリントank等）から水平距離が10メートル以上であること。
- (6) 通路の幅員は、必要最小限とし、原則6メートル以下とすること。また、床面から天井までの高さは、2.5メートル以上とすること。
- (7) 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5メートル以下としないこと。ただし、公益上やむを得ないと認められる場合は、2.5メートル以上とすること。
- (8) 主要構造物は、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。
- (9) 通路の出入口は、道路敷地外に設けること。
- (10) 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- (11) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等、通行又は運搬以外の用途に供してはならない。

（道路の上空に設ける通路のための占用）

第26条 道路の上空に設ける通路の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- (2) 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をするものとする。
- (3) 連絡協議会は、許可等の申請があったとき開催するものとするが、必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の付加等に関する事務の打合せを行い、必要に応じ適宜の方法により周知させること。
- (4) 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見

地からいろいろ問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。

1 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。
また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は1階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、原則6メートル以下としなければならない。ただし、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員とすること。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

2 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は、同一建築物について1個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、②の水平距離を縮小することができる。
 - ① 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - ② 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10メートル以内の場所

3 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火装置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ① 通路を設ける建築物から5メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及び梁は耐火構造とすること。
 - ② 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第112条第14項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - ③ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
 - ④ 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、②において建築基準法施行令第112条第14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃料とした場合は、この限りでない。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。
- (5) 通路には、適当な雨どいを設置し、通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (6) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

（通路橋及び通路のための占用）

第27条 通路橋及び通路（以下「通路橋等」という）の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路橋等は、日常生活又は災害時の避難等のために隣接地から道路へ出入りするために不可欠なもので、原則として1敷地につき1箇所認めるものとする。
- (2) 通路橋等の幅員は、必要最小限とし、有効幅員は一般住宅は4メートル、事務所、店舗及び集合住宅等多数の出入りがあると認められるものは6メートルを限度とする。ただし、車両の回転のためやむを得ない場合にあっては、この限りでない。
- (3) 通路橋の主要部分の構造は、鉄筋コンクリート造り等とし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路及び水路の構造又は交通に

支障を及ぼさないこと。

- (4) 通路橋等は、転落防止として柵を設ける等の措置を講じること。
- (5) 道路との取付け部には、段差を設けないこと。ただし、道路の構造等により、これにより難いと認められるときは、この限りでない。
- (6) 通路橋等は、道路と直角に架設すること。
- (7) 通路橋等を水路上に設置する場合は、断面阻害等の水路機能を損なわないこと。
- (8) 法面に階段等を設置する場合は、法面の効用を阻害するものでなく、建築物と一体のものでないこと。
- (9) 広告物の添加、装飾又は物品の陳列、駐車場等、通行以外の目的での使用は認めない。

(貯水槽、地下防火水槽及び地下式貯水槽のための占用)

第28条 貯水槽、地下防火水槽及び地下式貯水槽の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地方公共団体又は消防長若しくは消防署長が設けるものに限るものとする。
- (2) 道路の敷地以外に余地がない場合であること。
- (3) 道路が交差し、接続し又は屈曲する場所の地下には設置してはならない。
- (4) 設置場所は、高架道路下及び緑地帯等の道路の有効幅員外であること。
- (5) 構造は、鉄筋コンクリート造り等とし、漏水しないものであること。
- (6) 他の地下埋設物に支障のないように設置しなければならない。

(建物への添加及び道路に突出する看板のための占用)

第29条 建物への添加及び道路に突出する看板のための占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 営業又は事業を行う者が、自己の営業所又は事務所に添加する自己の店名、屋号、商標、自ら販売製作する商品名又は自己の営業、事業の内容を表示するもの及び駐車場への誘導を表示するものに限る。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあつては、看板の下端は歩道面から2.5メートル以上、出幅は路端から1メートル以内とし、歩車道の区別のない道路にあつては、看板の下端は路面から4.5メートル以上、出幅は路端から1メートル以内とすること。
- (3) 道路の全面又は大部分を覆うアーケード内の道路にあつては、看板の下端の高さについては、路面から2.5メートル以上とし、看板の出幅については、路端から1メートル以内とする。
- (4) 広告物の色彩及び形状は、交通信号機や消防機材等とまぎらわしくないもので、美観風致を害さないものであること。
- (5) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下、はく離等により道路の構造

又は交通に支障を及ぼさないこと。

- (6) 看板を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地外に設けること。
- (7) 広告物の規格については、熊本市屋外広告物条例に定める基準によるものとする。
ただし、点滅するものの設置は認めない。
- (8) 建物の壁面を利用する平板看板については、次のとおりとする。
 - ① 道路上へ突出する部分は、道路境界線から0.3メートル以下とすること。
 - ② 歩車道の区別のある道路にあっては、看板の下端は歩道面から2.5メートル以上とし、歩車道の区別のない道路にあっては、看板の下端は路面から4.5メートル以上とすること。
 - ③ アーケード等連絡協議会の承認を受けて設置されたアーケード内にあっては、突出する部分の看板の下端は路面から2.5メートル以上とする。
 - ④ 広告物は道路区域外の建物の壁面に取り付け、道路の方向と平行にして広告物を表示したものであること。
 - ⑤ 広告物の規格については、熊本市屋外広告物条例に定める基準によるものとする。
ただし、点滅するものの設置は認めない。

(電柱等への添加広告のための占用)

第30条 電柱等への添加広告のための占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 広告物の添加は電柱等1本につき、突出し及び巻き付け各1個とし、表示面積は各1平方メートル以内とすること。又、色彩は、交通信号機、消防機材等とまぎらわしくないものであって、美観風致を害さないものであること。
- (2) 突出し広告については、歩車道の区別のある道路で車道上に突出させる場合は、広告物の下端は路面から4.5メートル以上、出幅0.6メートル以内、長さは1.2メートル以内とし、歩道上に突出させる場合は、広告物の下端は路面から2.5メートル以上、出幅0.6メートル以内、長さは1.2メートル以内とすること。又、歩車道の区別のない道路にあっては、広告物の下端は路面から4.5メートル以上、出幅0.6メートル以内、長さは1.2メートル以内とすること。
- (3) 巻き付け広告物については、その広告物の下端は路面から1.2メートル以上、上端は路面から3メートル以内、出幅は0.03メートル以内とすること。
- (4) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないこと。

(街灯に添加する広告物のための占用)

第31条 街灯（本要綱第7条に規定するもの。）に添加する広告物については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 広告物は街灯 1 本につき、突出し広告 1 個限りとする。
- (2) 歩車道の区別のある国道、県道又は市道にあっては、広告物の突き出し方向は民地側とし、広告物の下端の高さは路面から 2.5 メートル以上とすること。又、歩車道の区別のない市道にあっては、広告物の下端の高さは路面から 4.5 メートル以上とすること。
- (3) 広告物の大きさは、縦 0.3 メートル以内、横は 0.6 メートル以内かつ灯器の出幅以内であること。
- (4) 広告物の色彩及び形状は、交通信号機や消防機材等とまぎらわしくないもので、美観風致を害さないものであること。

(バス停留所上屋に添加する広告板のための占用)

第 32 条 バス停留所上屋に添加する広告板のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 対象とする広告物は、バス停留所に設置される上屋（以下「上屋」という。）に添加される広告板（以下「添加広告板という。」）とする。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについても、その広告板としての効用にかんがみ、これを添加広告板として取り扱うものとする。

- (2) 添加広告板の占用主体は、添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）であり、新規の占用許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者にはバス事業者（地域においてバス事業に代わり上屋の整備等を行うこととされている団体がある場合には、当該団体を含む。以下同じ。）が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における当該バス事業者も含まれる。
- (3) 添加広告板の設置場所、構造等については、原則として次に掲げるところによるものとする。ただし、(6) の連絡協議会において、道路の構造、交通、景観その他の地域の状況に応じて、これと異なる基準を設けることとした場合には、この限りでない。

① 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下この項において同じ。）のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外の場所とすること。ただし、島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。

② 添加広告板を設置した後の歩道等の有効幅員を確保できないことその他の理由により前号の規定によることが適当でない場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にすることその他の安全対策を十分に講じること。

③ 添加広告板の設置により生ずる死角からの車道への飛び出しによる事故及び自転車等とバス乗降客との接触による事故を防止するための安全対策を十分に講じるとともに、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。

ただし、防護柵の設置その他の手段により安全対策が十分に講じられる場合は、この限りでない。

- ④ 添加広告板に掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。
 - ⑤ 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅、高さ及び長さの範囲内のものであること。
 - ⑥ 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
 - ⑦ 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ、添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合は、この限りでない。
 - ⑧ 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は運転者が注視することでその運転若しくは速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることが出来る。
 - ⑨ 添加広告板の構造は、広告物の張り替えに際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
 - ⑩ 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内であること。なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又は上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム及びベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
 - ⑪ 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両又は歩行者の通行の状況等により、当該広告物が運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 添加広告板の占用許可を行うにあたっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を附すこととする。
- ① 上屋及び添加広告板の設置、維持管理及び運用等に係る当事者間の契約のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
 - ② 添加広告板を用いて掲示する広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- (ア) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- (イ) 広告物は、反射材料式でないこと。
- (ウ) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- (エ) 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。
- ③ 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を提出すること。
- (5) 広告事業者が得る広告料は、バス利用者の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、バス事業者が道路管理者から占用許可を得て行う上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に充当されなければならないものとする。
- (6) 上屋等整備・管理計画の提出について
 - ① 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所、構造並びに広告料収入の充当先(広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等)等を定めた全体的な計画(以下「上屋等整備・管理計画」という。)をバス事業者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、バス事業者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図ること。
 - ② 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、①の手続きに準じて取り扱うこととする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合にはこの限りでない。
 - ③ 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、バス事業者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。
- (7) 上屋の占用主体と添加広告板の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - ① 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、バス事業者が有すること。
 - ② 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
 - ③ 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占用者であるバス事業者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各事業者と道路管理

者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。

- ④ 道路管理者が上屋の占用主体たるバス事業者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- ⑤ 上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。
- ⑥ 添加広告板の占用を廃止する場合における上屋の存置の可否及び権利関係について、バス事業者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

(バス停留所標識に添加する広告物のための占用)

第33条 バス停留所標識に添加する広告物については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 四角柱標識の標示板にのみ添加されるものであること。
- (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限り標示板の下端から上方0.6メートル以内の部分について添加されるものであること。
- (3) 広告物の地色は白色又は淡色に限るものとする。

(ベンチに添加する広告物のための占用)

第34条 ベンチに添加する広告物のための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 添加広告物の占用主体は、地方公共団体、バス事業者、自治会等であつて、添架するベンチの所有者が広告物の占用許可の申請を行うものとする。
- (2) 占用者等が得る広告料は、ベンチ利用者の日常生活における利便性の向上、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の観点から、ベンチ等の整備又は維持管理に充当されなければならない。
- (3) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行う管理体制を整えること。
- (4) 広告物の占用許可の申請に際しては、前号の広告料の充当方法や管理体制等を示す管理計画書等を提出すること。
- (5) 道路管理者による監督処分等によりベンチの移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該ベンチに添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (6) 広告物は、熊本市屋外広告物条例等、その他関係法令を遵守すること。
- (7) 広告物の構造等については、次に掲げるところによるものとする。

- ① ベンチに添加する広告物の高さは、表示方向から見た場合における当該ベンチの幅及び高さを超えないものであること。
 - ② 広告物は、原則としてベンチ1個につき1個までとし、表示面積は、表示される背もたれ部分の面の面積の3分の1以内であること。
 - ③ 広告物の素材及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
 - ④ 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加されるベンチの倒壊、損傷等による道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。特に、ベンチの使用者の身体及び衣服等に危害を及ぼすおそれがないよう十分に配慮されたものであること。
 - ⑤ 広告物は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
 - ⑥ 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、反射材式でないこと。
- (8) 添加広告物の占用主体は、地域において既設のベンチを含む相当数のベンチに添加広告物が設置されることが見込まれるなど、許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の景観・屋外広告物担当部署等による連絡協議会等の協議の場を設け、許可手続きの円滑化を図ること。

(アーケード内の吊り下げ看板及びバナーのための占用)

第35条 アーケードにおいて、定例的に行う行事若しくは売り出し、又は祭日等に臨時的に設置する占用物や看板（以下「看板等」という。）のうち、アーケードより吊り下げる形で設置するもののための占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 看板等の下端は、原則としてアーケードの天蓋部の下端の高さ以下とならないこと。
ただし、やむを得ず当該看板等の下端が天蓋部の高さ以下となる場合は、その下端の高さについては、アーケードの中央部又は車道部に設けるものについては路面から4.5メートル以上、アーケードの歩道部に設けるものについては路面から2.5メートル以上を確保すること。
- (2) 看板等の大きさ、形状等については、事前に道路管理者と協議を行い、その大きさを決めるものとする。
- (3) 看板等の材質及び構造は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、落下、はく離等により公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (4) 看板等の色彩及び形状は、交通信号機や消防機材等とまぎらわしくないもので、美観風致を害さないものであること。

- (5) 看板等のアーケードへの取り付けにあたっては、看板等が落下、はく離等が生じないように強固に固定し、定期的な点検を行うこと。
- (6) 看板等に接続する電飾及び電力線等については、落下等の事故が発生しないよう強固に固定すると共に、その高さが当該看板等の下端の高さ未満とならないようにすること。ただし、やむを得ず電飾及び電力線等の高さが当該看板等の下端の高さ未満となる場合は、その高さについては、アーケードの中央部又は車道部に設けるものについては路面から4.5メートル以上、アーケードの歩道部に設けるものについては路面から2.5メートル以上を確保すること。
- (7) 申請にあたっては、事前に看板等を設置するアーケードを管理する商店会の同意を得ること。
- (8) 看板等の占用許可期間は1年以内とする。

(バナーのための占用)

第36条 バナーの占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体並びに国又は地方公共団体が共催する団体が、下記の事業等を表示するため、設置及び管理するものに限る。
 - ① 国又は地方公共団体が周知を図る情報
 - ② 国又は地方公共団体が主催又は共催する公益性のあるイベント
 - ③ 設置場所は、道路照明灯又は街灯に添加するものとする。
 - ④ 街灯（本要綱第7条に規定するもの。）に添加する場合は管理者の同意を得ること。
- (2) 規格等は次のとおりとする。
 - ① バナーの大きさは、1個につき縦1.5メートル横1メートル以内とする。
 - ② 1本の街灯について設置できるバナーは2個までとする。
 - ③ バナーは歩道上に限るものとし、バナーの下端の高さは路面から2.5メートル以上とすること。
 - ④ バナーには、企業名等の広告物を表示してはならない。ただし、道路管理者が特にやむを得ないと認めるイベントについては、最小限度において、協賛企業名等を表示できるものとし、その表示面積は、バナーの面積の1/5以内とする。なお、この場合における企業名等の表示位置は、原則としてバナーの下部とする。
 - ⑤ 意匠及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機又は道路標識の効用を妨げないものとする。
- (3) 許可期間は2ヶ月以内とする。ただし、合理的な理由がある場合は、更新を妨げないものとする。

(立て看板のための占用)

第37条 立て看板のための占用については、道路交通上及び都市美観上支障があるため、原則として占用を認めないものとする。ただし、次に掲げる立て看板については、例外として占用を認めるものとする。

- (1) 交通事故や交通渋滞の防止、火災の予防その他の公共の目的のため、相当の期間を定め設けるもの。
- (2) 立て看板の大きさは、縦2メートル以内、横1.5メートル以内とすること。
- (3) 原則として法敷及び植樹帯、道路余地など、直接交通の支障とならない場所（以下「法敷等」という。）に設置すること。歩車道の区別のある道路については、歩道内の車道寄りとし、歩車道境界縁石の車道側から立て看板の最近側まで0.25メートルの距離をおいて設置し、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。ただし、歩道幅員が1.8メートル未満の場合は路端に設置することができる。
- (4) 歩車道の区別のない道路については、出来る限り路端寄りに設置するなど、車両や歩行者等の支障とならないようにすること。
- (5) 風雨や震動等で安易に倒れたり飛ばされたりしないよう、重し等により固定すると共に、定期的な点検を行うこと。
- (6) 街路樹や街灯、電柱等の構造物（以下「構造物等」という。）に固定する場合は、当該構造物等の管理者の同意を得ると共に、構造物等に損害を与えないようにすること。
- (7) 占用期間満了時には、速やかに撤去すること。又、占用許可期間中であっても道路管理者より撤去するよう指示があった場合は、速やかに撤去すること。

（バス停留所標識のための占用）

第38条 バス停留所標識の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) バス停留所標識は、平板式又は、四角柱標識とし、原則として道路と平行して設置すること。ただし、交通の支障とならないときは、この限りではない。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄りとし、歩車道境界縁石の先端から標識柱又は構造物の最近側まで0.25メートルの距離をおいて設けること。又、歩道の有効幅員を原則として1メートル以上を残すこと。
- (3) 歩車道の区別のない道路にあつては、可能な限り路端寄りに設けること。ただし、四角柱標識にあつては、車道幅員6.5メートル以上の道路に限ること。
- (4) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (5) バス停留所標識の大きさは、平板式標識にあつては、幅0.6メートル以内、高さ2.2メートル以内、四角柱標識にあつては、幅0.85メートル以内、奥行き0.5メートル以内、高さ3メートル以内とすること。
- (6) 発車時刻表及び運行系統図を標示する標示板の大きさは、平板式標識にあつては横

- 0.6メートル以内、縦1.6メートル以内、四角柱標識にあっては、その一面の大きさは横0.85メートル以内、縦2.1メートル以内とすること。
- (7) 四角柱標識の照明のための電気配線については第6条第1項(6)又は第19条第2項の(1)によること。
- (8) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(消火栓標識のための占用)

第39条 消火栓標識のための占用は、道路交通及び道路管理上並びに美観風致上特に支障がないと認められる場所に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 所轄消防機関が必要と認めるものに限り許可することができる。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあっては、原則として歩道上の車道寄りに設置し、歩道境界縁石の先端から標識柱の最近側まで0.25メートルの間隔をおいて設け、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。又、標識板を突出させる方向は、歩道側とすること。
- (3) 歩車道の区別のない道路にあっては、路端又は法敷に設置する場合に限って認める。ただし、側溝のある場合は、その断面を侵さないように設置すること。
- (4) 標識の設置箇所は、消火栓からおおむね5メートル以内の距離とし、かつ、信号機又は交差点の側端から5メートル以上、道路標識から2メートル以上の距離を保ち、信号機、道路標識等の効用を妨げない箇所とすること。
- (5) 標識には、広告その他の事項を掲示しないこと。
- (6) 標識は、風雨等により破損し、又は散落しないように設けること。
- (7) 標識の塗装がはく離し、汚損し、又は腐朽して危険若しくは不体裁になったときは、速やかに修理その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 標識板の下端は、歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上の高さとする。
- (9) 街路樹及び花壇等の草木の生育を妨げないものであること。

(案内標識のための占用)

第40条 観光案内標識及び施設案内標識の占用については次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、地方公共団体等が観光施設及び公共施設等の所在を公衆に案内するため設けるものであること。
- (2) 設置場所は、原則として歩車道の区別のある道路の歩道内とし、車道寄りに設置すること。なお、歩車道境界縁石の車道側から標識柱の最近側まで0.25メートルの間隔をおいて設け、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。

- (3) 歩車道の区別のない道路にあっては、可能な限り路端寄りに設けること。
- (4) 横断歩道又は防火施設から 5 メートル以上、道路標識から 2 メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (5) 標識の最下端は路面から 4.5 メートル以上とすること。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- (6) 大きさは、道路の見通しを妨げないよう最小限とすること。また、信号機、標識等その他交通安全施設の効用を妨げないこと。
- (7) 設置数は、原則として 1 施設につき 2 本までとすること。
- (8) 標識柱は鋼管類とし占用者又は管理者名を表示すること。又、広告等を掲出してはならない。
- (9) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(タクシーのりば標識のための占用)

第 4 1 条 タクシーのりば標識の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) タクシー事業者の団体及び地方公共団体が利用者の利便を図るために設けるものであること。
- (2) タクシーのりば標識は支柱式標識及び平板式標識とし、原則として道路と平行して設置すること。ただし、交通の支障とならないときは、この限りではない。
- (3) 歩車道の区別のある道路にあっては歩道内の車道寄りとし、歩車道境界縁石の車道側から標識柱又は構造物の最近側まで 0.25 メートルの距離をおいて設けること。又、歩道の有効幅員を原則として 1 メートル以上を残すこと。
- (4) 歩車道の区別のない道路にあっては、可能な限り路端寄りに設けること。
- (5) 交差点の側端、横断歩道、又は防火施設から 5 メートル以上、道路標識から 2 メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (6) 支柱式標識の最下端は、歩道等においては 2.5 メートル以上とし、平板式標識にあっては幅 0.6 メートル以内、高さ 2.2 メートル以内とすること。
- (7) 街路樹、花壇等の草木の生育を妨げないこと。

(横断幕のための占用)

第 4 2 条 横断幕の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 公共の目的のために設置されるものであって、その設置期間が短期間のものであること。ただし、交通安全の啓発等に寄与するものは、この限りでない。
- (2) 信号機又は道路標識等の効用を阻害するおそれのある場合及び交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場合には設置できない。
- (3) 横断幕は、風雨等により破損し又は散落しないように設置すること。

(アーチのための占用)

第43条 アーチのための占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 国、公共団体及び商店会が公益又は地域振興の目的で、交通上及び都市美観上支障がないと認められる箇所に限る。
- (2) 歩車道の区別のある道路にあつては歩道内の車道寄りとし、歩車道境界縁石の車道側から柱の最近側まで0.25メートルの距離をおいて設置し、歩道の有効幅員1メートル以上を残すこと。ただし、歩道幅員が1.8メートル未満の場合は路端に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路にあつては、柱は路端に接して設け、その内側間隔は5メートル以上とすること。
- (4) 建物の出入口又は非常口から1メートル以上の距離をおいて設置すること。
- (5) 構造物は、金属製とし構造堅固なものであつて、他の工作物又は建築物のいかなる部分をも兼用させないこと。
- (6) 柱の方径又は直径は必要最小限とし、基礎の上端は路面と同じ高さとする。
- (7) 道路を横断する構造物の下端は路面から4.5メートル以上とし、その大きさは柱及び付近の環境と調和均衡のとれたもので、原則として上端と下端の高さは1.5メートル以内とすること。

(板囲い及び足場等のための占用)

第44条 板囲い及び足場等のための占用は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上とし、道路敷外側から歩道幅員の3分の1未満、歩車道の区別のない道路にあつては、路端から1メートル未満で道路幅員の8分の1未満であること。ただし、制限以上の出幅において設置する場合は、以下に掲げるところによらなければならない。
 - ① 出幅は必要最小限とすること。
 - ② 歩行者等の安全性に十分配慮し設置すること。
 - ③ 事故等が発生した場合は、占用者の責任において事故等への対応を行うこと。
 - ④ 誓約書を提出すること。
- (2) 掛け出しを設ける場合は、歩車道の区別のある道路にあつては歩道上とし、路面から2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあつては路面から4.5メートル以上とすること。
- (3) 足場等の設置により舗装道路の路面及び道路構造物を破壊、又は損傷させないこと。
- (4) 建築のため、交通上の危険防止のための施設物（あさがお）を路上に設ける場合は、道路の幅員にかかわらず、危険防止に必要な出幅とする。ただし、施設物（あさがお）

- の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある歩道上では、路面から 2.5メートル以上とし、歩車道の区別のない道路にあつては路面から 4.5メートル以上とすること。
- (5) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路については、足場等を当該ブロックより 0.6メートル以上離して設置すること。当該ブロックからの距離が 0.6メートル以上確保できない場合については、必要に応じて仮設の視覚障害者誘導表示を設置するなど、視覚障がい者の通行を妨げない対策を講じること。
 - (6) 足場等は風圧、震動、荷重等に対し安全な構造であると共に防塵、落下防止のためのネット、コーナートラ表示及びチューブライト等を設置すること。
 - (7) 信号機、防火施設及び道路標識の機能を妨げないものであること。
 - (8) 板囲い及び足場等には広告物を表示又は添加してはならない。ただし、当該建築物に係る自家用広告（屋号、商標、又は事業若しくは営業の内容）を表示するものについては、この限りでない。
 - (9) 足場等の出幅については、足場等、掛け出し、危険防止のための施設物（あさがお）を含めた投影面積とする。

（高架道路下のための占用）

第 45 条 高架道路下の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 高架下利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。また、高架下利用計画を策定していない場合には、公共的、公益的な利用を優先するとともに、公平性に配慮すること。
- (2) 高架下の占用主体については、国、地方公共団体等で、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。
- (3) 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。
 - ① 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であつて都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。
 - ② 緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約 30メートルごと、その他の地域にあつては約 50メートルごとに横断場所を確保しておくこと。
 - ③ 高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。
 - ④ 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
 - ⑤ 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合におい

ては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。

- ⑥ 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5メートル以上空けること。
- ⑦ 壁体は、原則として高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5メートル以上空けること。
- ⑧ 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。
- ⑨ 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- ⑩ 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

⑪ 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

⑫ 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

(ア) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

(ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

(4) 占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適性に定めるものとする。

(5) 高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うこと。

- ① 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
- ② 高架の道路からの落下物の有無の点検
- ③ 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
- ④ 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
- ⑤ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

(自転車、原動機付自転車及び二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具のための占用)

第46条 自転車、原動機付自転車及び二輪自動車(以下この項において「自転車等」という。)を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具(以下この項において「自転車等駐車器具」という。)のための占用については、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 自転車等駐車器具の占用については、道路法施行令及び平成18年11月15日国道利第32号通知、平成18年11月15日国道公安第28号「路上自転車・自動二輪等駐車場設置指針」に定める基準等に準拠し取り扱うものとする。

- (2) 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他これに準ずる者であって、自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする。
- (3) 車輪止め装置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等の自転車等駐車器具及び、歩行者等が通行することが出来なくなり、占有者が継続して使用していると認められる道路の部分の面積を、一括して許可するものとする。
- (4) 自転車等駐車器具は、固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。
- (5) 自転車等駐車器具の構造及び色彩は、周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- (6) 車輪止め装置（通称ラック）は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること。
- (7) 歩行者が通行する部分と自転車等を駐車する部分を明確に区分すること。この場合において、自転車等を駐車する部分の外周の内、歩行者の進行方向と交差する部分がある場合には、柵その他の設備を設けること。
- (8) 必要に応じ反射材の取付け、照明器具の設置その他の歩行者等の衝突を防止するための措置を講じること。
- (9) 自転車等の出し入れに際し、歩行者、自動車等と接触することがないように、余裕幅の確保その他の安全上の配慮を十分行うこと。
- (10) 原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具を設ける場合においては、車道側から進入させるための柵その他の設備を設けること。
- (11) 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- (12) 上屋を設ける場合においては、当該上屋の構造等について、本要綱第10条に掲げる基準を準用するものとする。
- (13) 沿道住民、沿道店舗等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成を諮り同意を得ること。
- (14) 特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として、利用されることにならないようにすること。
- (15) 占用を許可するにあたっては、一般的な許可条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すことが出来るものとする。
 - ① 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序を適切に行うこと。
 - ② 器具等の占用物件を適切に維持管理すると共に、占用許可を受けた道路の部分に

についても、利用者による道路の汚損等がないよう適切な管理を行うこと。

- ③ 不特定多数の者の利用に供すること。
- ④ 利用者に対し、利用約款等を見やすく表示すること。
- ⑤ 駐車料金を徴収する場合は、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- ⑥ その他道路管理者が必要と認める事項。

附 則

(施行期日)

この基準要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準要綱は平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準要綱は令和7年2月1日から施行する。